

## 参 考 資 料

諮問書	36
小中学校の学級数別一覧表(平成21年度・方向性)	38
方向性と通学区域の広がり	40
小中学校通学区域概図	49
小学校区, 中学校区の方向性	51
市議会, 自治協議会等の意見	55
学校適正配置関連法令	68
第9次新潟市立学校適正配置審議会委員名簿	71
審議経過	72

新 教 学 第 2 8 2 号  
平 成 2 0 年 7 月 7 日

新潟市立学校適正配置審議会 様

新潟市教育委員会

## 諮 問 書

下記の事項について諮問いたします。

### 記

#### 1 諮問事項

新潟市立小・中学校の適正配置について

#### 2 理由

##### (1) 趣旨

新潟市教育委員会では、児童生徒数の増減にともない教育的見地に立った学校の適正配置を図るため、貴審議会に数次にわたり諮問し、その答申に沿って教育条件の改善に努めてまいりました。

平成19年4月、新潟市は政令指定都市となりましたが、学校の適正配置については旧市町村のさまざまな考え方を引継ぎました。また現在、小学校114校、中学校57校がある中で、宅地開発により児童生徒数が増加した大規模校がある一方、少子化の進展により小規模校も増加しております。

このようなことから、新潟市においてよりよい教育環境を創るため、適正配置についての基本的な考え方を定め、学校の適正配置を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

(2) 審議事項

① 学校適正配置の基本的な考え方について

「適正規模」と「適正配置を図る範囲と進め方」について、審議をお願いいたします。

② 具体的な適正配置について

「基本的な考え方」により、どのように適正配置を進めていくべきかについて、審議をお願いいたします。

# 方向性と通学区域の広がり

※通学区域の広がり(最長)は、その区域の最長距離を示しています。

## 【北 区】

中 学 校									小 学 校													
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)							
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長					
松浜	12(396)	2.2	2.8	2.8	統合 19(710)	8.3	8.6	10.2	松浜	18(558)	2.2	2.8	2.8	現行どおり	2.2	2.8	2.8					
南浜	3(105)	6.7	5.2	7.2					南浜	6(90)	4.9	4.9	5.6	統合 12(291)	6.7	5.2	7.2					
濁川	6(209)	3.4	4.0	4.8					太夫浜	8(201)	3.0	3.2	3.3					濁川	13(336)	3.4	4.0	4.8
葛塚	10(348)	5.3	8.0	8.0	統合 16(570)	9.4	10.9	11.0	葛塚東	21(633)	5.2	6.5	7.0	統合 22(704)	5.3	8.0	8.0					
木崎	7(222)	6.9	6.3	7.3					太田	6(71)	3.6	3.1	3.7					木崎	12(344)	6.8	3.6	6.9
早通	11(369)	3.8	2.9	3.8					現行どおり	3.8	2.9	3.8	早通南	19(606)	3.8	2.9	3.8	現行どおり	3.8	2.9	3.8	
岡方	3(103)	5.0	6.4	7.2	統合 12(431)	8.4	7.0	9.1	岡方第一	6(111)	4.2	4.0	4.5	統合 12(284)	8.4	5.9	9.1					
光晴	10(328)	5.1	6.8	7.2					岡方第二	6(97)	3.2	3.6	3.8					豊栄南	5(76)	4.1	4.6	5.0
									葛塚	21(665)	3.8	4.1	4.1					現状どおり	3.8	4.1	4.1	

【東区】

中 学 校									小 学 校								
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)		
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長
山の下	14(485)	3.5	3.1	4.2	現行どおり	3.5	3.1	4.2	山の下	8(218)	1.4	2.0	2.2	通学区域変更	1.4	2.0	2.2
									桃山	21(673)	3.3	2.3	3.3		3.3	2.3	3.3
大形	14(496)	3.5	4.4	4.5	現行どおり	3.5	4.4	4.5	大形	31(1,009)	3.5	4.4	4.5	分離新設 (3校→4校)	3.5	4.4	4.5
藤見	12(434)	2.9	2.0	3.0	現行どおり	2.9	2.0	3.0	東山の下	28(947)	2.9	2.0	3.0		2.9	2.0	3.0
木戸	15(538)	3.3	3.4	3.4	現行どおり	3.3	3.4	3.4	牡丹山	25(853)	2.4	2.7	3.2		2.4	2.7	3.2
石山	15(556)	3.4	1.8	3.4	現行どおり	3.4	1.8	3.4	竹尾	11(275)	1.7	1.6	1.7	通学区域変更	1.7	1.6	1.7
									中野山	19(585)	2.3	1.5	2.3	現行どおり	2.3	1.5	2.3
東石山	14(504)	3.2	2.9	3.5	現行どおり	3.2	2.9	3.5	江南	15(475)	1.8	1.5	2.2	現行どおり	1.8	1.5	2.2
									東中野山	17(471)	1.7	2.0	2.1	現行どおり	1.7	2.0	2.1
下山	11(373)	3.3	3.0	3.4	現行どおり	3.3	3.0	3.4	南中野山	16(481)	1.9	1.4	1.9	現行どおり	1.9	1.4	1.9
									下山	21(656)	3.3	3.0	3.4	現行どおり	3.3	3.0	3.4
東新潟	17(612)	3.7	3.9	4.1	現行どおり	3.7	3.9	4.1	木戸	14(401)	1.9	2.1	2.5	現行どおり	1.9	2.1	2.5
									(沼垂)	15(424)	1.6	3.9	4.0	現行どおり	1.6	3.9	4.0
									(笹口)	14(402)	1.8	1.3	1.8	現行どおり	1.8	1.3	1.8

※通学区域変更, 分離新設の方向性が示されている学校について, 新しい通学区域は確定しないため, もとの通学区域で示しています。

【中央区】

中 学 校									小 学 校								
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)		
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長
関屋	14(499)	3.5	2.9	3.9	現行どおり	3.5	2.9	3.9	浜浦	12(311)	1.7	1.5	1.7	統合 23(704)	3.5	2.9	3.9
									関屋	6(139)	1.2	1.6	1.8				
									有明台	10(254)	1.3	1.3	1.3				
白新	7(228)	2.6	1.6	2.7	統合 14(495)	3.1	2.6	3.6	鏡淵	7(179)	1.3	1.3	1.6	統合 14(450)	2.6	1.6	2.7
白山	11(271)	1.6	1.2	1.6													
寄居	9(267)	2.8	1.5	2.8					新潟	14(440)	2.8	1.5	2.8				
二葉	3(91)	2.0	1.1	2.0	統合 9(292)	2.7	2.7	3.6	豊照	6(102)	0.9	0.6	1.0	統合 14(441)	2.7	2.7	3.6
舟栄	6(201)	1.6	2.0	2.3					湊	6(79)	1.2	0.9	1.2				
									栄	6(93)	0.8	1.1	1.1				
宮浦	17(614)	2.8	4.1	4.1	通学区域変更	2.8	4.1	4.1	万代長嶺	12(295)	1.5	2.0	2.1	現行どおり	1.5	2.0	2.1
									南万代	15(411)	2.0	1.4	2.0	現行どおり	2.0	1.4	2.0
									紫竹山	24(769)	2.0	1.6	2.2	現行どおり	2.0	1.6	2.2
鳥屋野	22(808)	3.0	3.1	3.1	通学区域変更	3.0	3.1	3.1	上所	22(709)	2.4	1.5	2.4	現行どおり	2.4	1.5	2.4
									女池	22(725)	3.0	1.9	3.0	現行どおり	3.0	1.9	3.0
上山	20(752)	2.3	3.3	3.4	分離新設	2.3	3.3	3.4	鳥屋野	29(968)	2.3	2.7	2.7	分離新設	2.4	2.7	2.7
									上山	24(759)	1.9	2.0	2.1	現行どおり	1.9	2.0	2.1
山潟	12(450)	4.7	2.7	4.8	現行どおり	4.7	2.7	4.8	山潟	13(403)	3.0	2.4	3.1	現行どおり	3.0	2.4	3.1
									桜が丘	16(521)	2.4	1.8	2.6	現行どおり	2.4	1.8	2.6

【中央区】

中 学 校									小 学 校								
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)		
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長
(東新潟)	17(612)	3.7	3.9	4.1	現行どおり	3.7	3.9	4.1	(木戸)	14(401)	1.9	2.1	2.5	現行どおり	1.9	2.1	2.5
									沼垂	15(424)	1.6	3.9	4.0	現行どおり	1.6	3.9	4.0
									笹口	14(402)	1.8	1.3	1.8	現行どおり	1.8	1.3	1.8

※通学区域変更, 分離新設の方向性が示されている学校について, 新しい通学区域は確定しないため, もとの通学区域で示しています。

【江 南 区】

中 学 校									小 学 校									
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長	
大江山	7(218)	5.4	4.9	5.4	統合 15(526)	8.1	10.1	10.7	丸山	10(244)	4.9	2.5	5.0	統合 12(375)	5.4	4.9	5.4	
横越	9(308)	7.8	7.0	8.1					大淵	6(131)	4.2	3.0	4.2					横越
曾野木	9(317)	3.7	4.9	4.9	統合 11(385)	7.4	5.8	8.2	曾野木	12(329)	3.2	4.2	4.2	現行どおり	3.2	4.2	4.2	
両川	3(68)	6.4	3.2	6.4					東曾野木	12(296)	3.0	3.3	3.8	現行どおり	3.0	3.3	3.8	
									酒屋	-(-)	3.7	3.0	3.7	平成22年度 統合	-	-	-	
									割野	-(-)	3.7	2.7	3.9		-	-	-	
					両川	6(113)	6.4	3.2	6.4		6.4	3.2	6.4					
亀田	16(594)	3.2	3.4	3.7	現行どおり	3.2	3.4	3.7	亀田	15(479)	2.0	2.7	2.8	通学区域変更	2.0	2.7	2.8	
									亀田東	26(821)	2.5	3.4	3.7		2.5	3.4	3.7	
亀田西	12(392)	4.2	4.8	5.0	現行どおり	4.2	4.8	5.0	早通	7(178)	4.1	3.8	4.8	統合 23(750)	4.2	4.8	5.0	
									亀田西	19(572)	2.5	3.1	3.1					

※通学区域変更の方向性が示されている学校について、新しい通学区域は確定しないため、もとの通学区域で示しています。



【秋 葉 区】

中 学 校									小 学 校								
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)		
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長
新津第一	16(579)	4.8	4.8	6.3	現行どおり	4.8	4.8	6.3	新津第一	13(410)	3.1	4.1	4.9	現行どおり	3.1	4.1	4.9
									新津第三	18(591)	2.4	3.4	3.8	現行どおり	2.4	3.4	3.8
新津第二	16(577)	6.5	4.0	6.9	現行どおり	6.5	4.0	6.9	結	22(664)	4.8	4.0	5.2	平成23年度 再編	4.8	4.0	5.2
									市之瀬	—(—)	3.9	3.4	4.5		—	—	—
									荻川	18(572)	—	—	—		4.6	3.7	5.4
新津第五	12(448)	6.7	8.2	8.5	現行どおり	6.7	8.2	8.5	新津第二	14(418)	4.1	4.5	5.4	統合 23(745)	6.7	8.2	8.5
									満日	4(42)	3.8	3.0	3.9				
									阿賀	8(201)	3.2	2.6	3.4				
									新関	6(84)	4.5	5.0	5.2				
小合	3(93)	4.2	4.7	4.9	統合 15(516)	7.9	10.3	10.5	小合東	6(73)	2.6	2.9	3.2	統合 14(419)	7.9	8.9	10.4
									小合	6(83)	3.6	4.6	4.9				
金津	6(168)	5.2	6.4	6.5					金津	12(263)	5.2	6.4	6.5	統合 13(408)	5.2	6.4	6.5
小須戸	8(255)	5.2	6.4	6.5					小須戸	8(206)	3.1	6.0	6.0				
					矢代田	7(202)	4.2	3.8	4.2								

【南 区】

中 学 校									小 学 校													
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)							
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長					
白南	3(116)	8.9	7.8	12.0	統合 18(664)	8.9	15.2	15.5	新飯田	6(103)	3.0	3.2	4.0	統合 12(290)	8.9	7.8	12.0					
白根第一	11(367)	4.4	7.1	7.3					茨曾根	6(94)	3.3	4.4	4.5									
味方	3(92)	3.4	6.9	6.9					庄瀬	6(93)	5.0	6.5	7.5									
月潟	3(89)	3.8	5.2	5.2					小林	7(207)	4.4	4.4	4.5	統合 21(697)	4.4	7.1	7.3					
臼井	4(118)	3.8	6.7	7.1	白根	16(490)	4.1	3.6	4.6	味方	7(177)	3.4	6.9					6.9	統合 12(355)	3.9	11.2	11.5
白根北	12(386)	5.8	7.3	7.3	統合 15(504)	6.3	11.9	12.5	臼井	6(156)	3.8	6.7	7.1	統合 13(406)	6.3	10.2	10.7					
									大鷲	6(95)	3.8	4.9	5.6					月潟	6(178)	3.8	5.2	5.2
									根岸	6(155)	3.1	5.2	5.6					大通	15(457)	2.1	3.8	3.9

【西 区】

中 学 校									小 学 校								
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)		
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長
坂井輪	18(662)	5.2	3.3	5.2	現行どおり	5.2	3.3	5.2	新通小	32(1,126)	2.8	3.3	3.7	通学区域変更	2.8	3.3	3.7
									坂井東	14(381)	3.1	2.4	3.5		3.1	2.4	3.5
内野	16(600)	7.1	4.6	7.2	統合 22(814)	10.3	8.2	11.6	西内野	14(386)	3.1	2.6	3.1	現行どおり	3.1	2.6	3.1
中野小屋	3(42)	5.4	6.1	7.3					内野	19(644)	5.7	4.6	5.8	統合 25(778)	6.0	8.2	8.6
									小瀬	6(76)	5.0	4.7	5.2				
									笠木	5(58)	3.1	4.1	4.2				
赤塚	6(172)	5.7	5.4	7.0	赤塚	12(296)	4.7	3.0	4.7	統合 13(378)	5.7	5.4	7.0				
木山	6(82)	5.4	4.0	5.5													
小新	11(373)	2.5	2.9	3.0	現行どおり	2.5	2.9	3.0	坂井輪	22(751)	2.5	2.9	3.0	現行どおり	2.5	2.9	3.0
小針	26(1,010)	3.8	3.1	3.2	通学区域変更	3.8	3.1	3.2	小針	18(576)	1.8	2.4	2.4	現行どおり	1.8	2.4	2.4
									青山	13(360)	2.1	1.9	2.2	現行どおり	2.1	1.9	2.2
									東青山	19(588)	1.3	2.0	2.0	現行どおり	1.3	2.0	2.0
五十嵐	15(550)	4.5	3.3	4.6	現行どおり	4.5	3.3	4.6	真砂	13(376)	3.1	2.5	3.2	現行どおり	3.1	2.5	3.2
									五十嵐	18(587)	1.9	1.9	1.9	現行どおり	1.9	1.9	1.9
黒埼	15(559)	6.2	9.6	10.2	現行どおり	6.2	9.6	10.2	大野	14(407)	3.0	3.4	3.4	統合 18(566)	5.9	6.7	7.2
									黒埼南	6(159)	4.6	7.3	7.4				
									山田	20(607)	1.3	3.4	3.4	現行どおり	1.3	3.4	3.4
									立仏	14(449)	1.0	3.1	3.1	現行どおり	1.0	3.1	3.1

※通学区域変更の方向性が示されている学校について、新しい通学区域は確定しないため、もとの通学区域で示しています。

【西蒲区】

中 学 校									小 学 校								
中学校	平成27年度 学級数(生徒数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(生徒数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)			小学校	平成27年度 学級数(児童数) 推計値	通学区域の広がり(km)			平成27年度 学級数(児童数) 再編した場合	通学区域の広がり(km)		
		東西	南北	最長		東西	南北	最長			東西	南北	最長		東西	南北	最長
岩室	6(213)	10.4	5.6	10.5	統合 14(530)	14.2	8.4	15.1	岩室	7(169)	8.5	5.6	9.3	統合 13(371)	10.4	5.6	10.5
									和納	7(202)	3.3	3.6	3.9				
巻東	9(317)	11.4	7.6	11.5	統合 14(530)	14.2	8.4	15.1	漆山	7(188)	4.5	5.8	6.6	統合 19(593)	11.4	7.6	11.5
									巻南	14(405)	8.2	5.3	8.2				
西川	9(320)	8.2	6.6	9.6	現行どおり	8.2	6.6	9.6	曾根	10(239)	5.0	3.1	5.0	統合 17(510)	8.2	6.6	9.6
									鎧郷	7(178)	4.5	4.4	4.6				
									升潟	6(93)	5.2	3.6	5.3				
潟東	6(144)	5.6	7.6	8.0	統合 9(306)	5.6	13.8	13.8	潟東東	6(92)	3.5	6.2	6.3	統合 11(246)	5.6	7.6	8.0
									潟東西	6(69)	3.4	4.0	4.8				
									潟東南	6(85)	3.3	3.5	3.5				
中之口	6(162)	5.4	7.7	7.8	統合 9(306)	5.6	13.8	13.8	中之口東	6(151)	2.8	5.9	6.2	統合 11(257)	5.4	7.7	7.8
									中之口西	6(106)	4.4	5.5	5.8				
巻西	12(378)	11.8	9.4	12.1	現行どおり	11.8	9.4	12.1	越前	5(46)	6.5	9.3	10.4	統合 21(682)	11.8	9.4	12.1
									松野尾	6(87)	4.2	2.1	4.3				
									巻北	18(549)	8.5	4.1	8.5				

## 市議会，自治協議会等の意見

〔市議会と自治協議会，要望のあったコミュニティ協議会で  
中間報告と審議の状況を説明し，いただいたご意見〕

### 1 市議会からの意見

	意見等	審議会の考え方
1	審議委員に是非現地をよく見てほしい。	平成 21 年 10 月に 55 校を視察しました。
2	通学距離の基準を超えるところが多くなると思うので，全体のどのくらいの学校が基準を超えるか出していくべき	学校の位置は具体的に適正配置をすすめる中で地域の皆さんと決めていくべきもので，審議会では示さないことにしました。 そのため，通学距離は計測できません。
3	学校の位置について	参考として，通学区域の広がりを示す資料を作成しました。
4	新聞で案が確定したかの様な報道があり市民が心配している。	自治協議会に説明したほか，要望がある地域には，地域コミュニティ協議会単位で事務局が説明しています。
5	市民はだいたい関心を持っているので，審議のプロセスを十分説明していく必要がある。	
6	開発の影響を考慮してほしい。	方向性の審議では，市内の開発状況の資料を参考にしました。
7	旧新津市での適正配置の方針との整合性はどうなっているか。	旧新津市から引き継いだ事業は実施していますが，審議会では改めて全市同じ基準を検討しました。
8	現在の学校区に配慮するとあったが，未来を担う子どもにとって，逆にマイナスではないか。市全体の一体感の醸成ということの中には，中学校区とか区ごとにとらわれないほうがいいのではないか。	現在の校区はそれぞれ歴史的経緯に基づいていますし，地域コミュニティ協議会などさまざまな地域団体が小学校区や中学校区を単位としています。 答申では，現在の通学区域をもとに，方向性を示すことにしましたが，実際には地域の皆さんと十分意見交換し，協働して新しい教育環境を作っていくことが重要であると考えます。
9	地元から，まだ新しい学校の有効な利用方法を教えてほしいという声がある。	
10	地域との協議が一番最後になっている。市全体に不安をもたせることのないように十分な説明をお願いしたい。	方向性を示すだけにしたので，再編後，どの学校を廃止するかや，その後の用途については審議していません。

11	再編案は、これまでの歴史的経緯、通学距離など配慮していない数合わせではないか。	〈前のページと同じ〉
12	再編案は審議会の案ということか。	審議会の答申をもとに、教育委員会が具体的な配置計画を策定する予定です。
13	地域の要望をどの程度聞いてもらえるのか。	学校再編は地域の皆さんとの合意が大切ですから、十分協議していく必要があります。
14	答申後に教育委員会で絞り込む視点はどんなものか。	審議会では、検討基準の中で例示しましたが、具体的な視点は教育委員会が検討することと考えています。
15	教育は大事で、予算は減らしてはいけない。 将来を担う子どもたちにいい教育を受けさせるようもう少し時間をかけて考えるべき。	答申を基に教育委員会と地域の皆さんが十分協議していただきたいと思います。

## 2 北区自治協議会からの意見書

	要 望	審議会の考え方
1	子どもが学びやすい教育環境とは何かを第一に考えること。	審議会では、教育委員会の諮問により、子どもたちの教育環境を確保することを第一に考え審議しました。
2	地方主権の時代にあって、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく設置基準に地方の裁量が入ることが想定されることから、国の状況を見極めながら新潟市に則した地域基準を検討すべきであること。	現行制度のもとで検討することになりましたが、今後国の制度が変更される場合には、必要に応じて本答申を見直すことも考えられます。
3	学校は地域の伝統文化を活かした特色ある教育活動を行っており、また地域では、学校行事への参加や通学路の見守り活動などの協力を行っていることを踏まえ、学校と地域の協力関係を十分尊重すること。	学校と地域のつながりはとても重要なものと考えています。学校の適正配置をすすめる場合には、教育委員会は、地域の皆さんと十分協議して合意を得る必要があると考えます。
4	地域コミュニティ協議会の活動範囲が小学校区または中学校区を基本としている現状を十分に踏まえること。	地域コミュニティ協議会の活動範囲を考慮し、現在の小学校区中学校区を基本として適正配置の方向性を検討しました。

### 3 区自治協議会等の意見（議事録より抜粋）

ご意見の概要		審議会の考え方
地域との関わり		
1	地域コミュニティを基に、地域の活動が成り立っているのに、相当な時間をかけなくてはさまざまな問題が起こる。	<p>現在の校区がそれぞれ歴史的経緯に基づいていることや、地域のまちづくりをすすめる地域コミュニティ協議会など、さまざまな地域団体が小学校区や中学校区を単位としていることなどから、審議会としては、適正配置を現在の小学校区、中学校区で考えることとしました。</p> <p>また、同じ区の中で組合せを考えました。少子化がすすむ中で、学校規模の確保は大きな課題で、地域の皆さんから理解と納得をいただくまでに十分な意見交換が必要です。</p> <p>それぞれの地域で適正配置を行う場合には、学校を支えてくださる地域や保護者、地域団体の皆さんと十分協議した合意の上で、協働してより良い教育環境を創っていただきたいと思います。</p>
2	機械的に線引きするのではなく、地域住民の声を十分に聞きながらすすめてほしい。	
3	地域がもめることのないようお願いしたい。	
4	地域コミュニティ協議会との関係は検討されたか。	
5	小学校区を単位としている地域コミュニティ協議会が地域と学校との連携の中で真剣に考えていかなければいけない。	
6	学校というものは、地域の基となっていて、子どもは地域とともに育つという意味で、学校と地域は深く関わっている。地域コミュニティ協議会を小学校単位で設立する中で、地域コミュニティ協議会と学校という組合せもある。	
7	小中学校は、地域コミュニティを形成するもっとも基本的なもの。 学級数の数合わせになっているが、そこへ行くまでの歴史、伝統などがどうつながっているのか。	
8	新たに地域コミュニティ協議会という要素が加わってきているので、その協議会を除外して検討することはできない。	
9	学校は地域活動、まちづくりの核であり、地域教育の拠点でもある。 単なる児童生徒数の数合わせではより良い教育環境づくり、まちづくりは決してできない。	

10	<p>校区割りについて、複数校に跨っている伝統的なコミュニティの枠組みを尊重してほしい。</p> <p>既存の自治会の分断がないようにお願いしたい。</p>	<p>〈前のページと同じ〉</p>
11	<p>ここ（自治協議会）の意見だけでなく、保護者の意見を聞いてほしい。</p>	
12	<p>区の中での組み合わせということではよいか。</p>	
13	<p>再編学校の位置はいつ示されるのか。</p>	<p>学校再編後の施設の活用方法は、行政が十分協議をしていただきたいと思います。</p> <p>地域の皆さんの総意が得られ、学校再編が行われるまでには、相当な期間が必要と思われることから、再編校の位置は示さないことにしました。</p> <p>通学の距離や方法については、国の基準を基本として、なるべく歩いて通学できることが望ましいですが、学校再編により徒歩の通学が困難になる場合は、スクールバスなど配慮する必要があると考えます。</p>
14	<p>校舎の位置や、通学距離や方法は考えたか。</p>	
15	<p>一つの学校に統合するのではなく新たに学校を設置するべきではないか。</p>	
16	<p>小規模校は、地域全体で協力し、守り育てていくための工夫が必要。</p>	
17	<p>地域は小学校などを中心に成り立っており、精神風土はそこからできている。適正配置の考え方は理解するが、地域の歴史や地域づくりを抜きには考えられない。</p>	
18	<p>地域のシンボルとしての交流の場・避難所の学校が廃校になると地域の活性化に影響を及ぼす。</p>	<p>小規模校のデメリットは地域全体の協力で軽減できる場合もありますが、望ましい環境ではありません。</p> <p>これまで積み重ねてきた歴史に基づいた現在の通学区域を単位として、地域の皆さんと協働して新しい教育環境を創っていくことが重要と考えます。</p> <p>少子化がすすむ中で、小中学校の再編は必要ですが、地域との関係や歴史的な経緯も大切な要素になりますから、地域の皆さんと十分協議をしていくことが大切です。</p> <p>地域からの要望が答申と異なる場合には、柔軟に対応していく必要があります。</p>
19	<p>地域から学校が無くなるのは、文化が無くなること。</p> <p>何か救済策はないかと思う。</p>	
20	<p>地域の歴史、伝統、文化が積み重なっているなので、慎重にやってほしい。</p>	
21	<p>規模のことばかりで、地域性とか歴史的なことは一切お話がない。</p>	



22	本当に地域の皆さんと行きとどいた教育をやろうと考えるのなら、中に入って議論すべき。	審議会は、教育委員会の任命と諮問により、市全体の基準を作るために審議し、答申しました。 具体的な適正配置の議論では地域の皆さんに積極的に情報提供し、十分協議することが必要です。
23	審議会委員にPTA連合会長等が入っているが、地域には、何も伝わっていない。	
24	PTAや地域にも意見を聞く機会を設けるべき。	
25	地域の代表として、地域コミュニティ協議会や自治協議会の委員を入れるべき。	
26	新潟市は「協働のまちづくり」と言っているが、何もしていない。	
27	分離の場合、地域コミュニティ協議会や青少年育成協議会の構成単位が変わるが、取り扱いはどうなるか。	まちづくりは、今回の審議会では諮問外ですが、よりよい教育環境を確保していくために、地域と行政が協働していく必要があると考えます。
28	再編により、通学区域が変更になる状況を考え慎重にすすめてほしい。	実際に再編が具体化する中で、地域と行政が話し合い、それぞれの地域にとってよい形になるようにしていただきたいと考えています。
29	地元にも説明をお願いしたい。	適正配置の実施にあたっては、地域の皆さんと十分協議してほしいと考えます。
		要望がある地域コミュニティ協議会単位で事務局が説明しています。
子どもたちの教育環境について		
30	本当に子どもたちのことを考え、行き届いた教育をすることを第一に考えるべき。	目指す教育のあり方と子ども像については、新潟市教育ビジョンで示されています。 子どもたちは、ある程度の人数がいて多様な人間関係がある環境の中で揉まれ、互いに成長していくことが望ましいと考えます。 公教育を行う上で、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を作ることが大切です。
31	重大な学校の統合問題を拙速にすすめている。 子ども達のための教育を考えてほしい。	
32	統廃合の問題より、どういう教育を目指して、どういう子どもを育てていくのが優先ではないか。 統廃合の問題より、子どもたちに何をすべきかが、一番ではないか。	
33	学校区の問題は、教育、学校のあり方として、一義的にとらえてほしい。	

34	児童生徒の数ありきではなく、子どもたちが学びやすい教育環境の整備に努めてほしい。	〈前のページと同じ〉
35	行政側は集団の規模にこだわりすぎると、集団教育の画一化というものに弊害が生まれるのではないかと思う。	
36	学校内で異なる環境の児童が一緒になった時のことを考えていただきたい。	学校再編の場合、子どもたちや教職員、地域の皆さんが新しい学校づくりに参画し、行事などで事前交流を図っていくことが大切だと考えます。
37	いい学校教育をするためにどうしたらいいか、皆で話し合っていくことは可能か。	
38	小学校の通学範囲は、歩いて通える範囲が望ましい。	小中学校は、なるべく歩いて通学できる距離が望ましいと考えますが、適正配置により通学の距離が長くなる場合は、通学の安全・安心に配慮する必要があります。
39	人が少なくなっている地域の小学校と中学校の統合など審議があったか。 (小中一貫校) 現在の小学校区、中学校区を基本として考えるのであれば、一貫校をつくることをひとつのステップとして考えてもいいのではないか。 地域の理解を得るための第一ステップになる。	本来全市のすべての小中学校が「新潟市の適正規模」であることが望ましいと考えます。 新潟市では、中学校区ごとに小中学校共通の「目指す子ども像」を設定するなど小中一貫教育をすすめています。一貫校については教育委員会の明確な方針が示されていないので検討の対象外としました。
40	示された案は単に数合わせなのか。一貫校など、どこにも出てない。	
41	統合して大規模な学校になる。 大規模校に馴染めない子どもが自由に学校を選べるようお願いしたい。	学区外就学という制度があり、教育委員会で対応しています。
42	小規模校のメリット、デメリットを議論してほしい。	学校規模のメリット、デメリットを考慮し、小中学校の適正規模を検討しました。
43	地域が広域の場合、通学手段の確保や、安全・安心の問題が現実であり、一番切実な問題と思う。その点を十分配慮してほしい。	適正規模化を実施することで、徒歩での通学が困難になる場合は、地域との連携や、スクールバスの運行など通学の安全・安心に特に配慮する必要があります。

国や新潟県の制度との関連について			
44	学級の生徒数について、国の基準を前提にしていいのか。 何が望ましいのかという観点から議論があったのか。	審議会では、国と新潟県が定めている現行の学級編制制度のもとで適正配置を考えることにしましたが、学級の人数は教育の効果や学級活動の面で大事な要素と考えますので、1学級の人数が40人の学級について、40人未満になるよう行政努力を求めます。 公教育として、全市同じ基準が公平性の点で必要ですが、適正配置にあたっては、地域の総意を尊重していく必要があります。	
45	40人学級の前提はおかしい。30人学級にして、いきとどいた教育をしたらどうか。		
46	地方と国の関係の中で、クラスの設置基準は都市自治体に任せるべきであり、分権型政令市の教育委員会の考え方を持つべきである。		
47	新潟市の地域特性として、一律の基準にすることは公平ではないので、新潟市独自の基準を考えて欲しい。		
48	国の基準ではなく、原則、地域コミュニティの範囲に中学校や小学校が1校以上存在するという「地域基準」を持つべきである。		
49	少子化の時代だからこそ、子どもの単位に学級数などの単位を合わせるべきである。		
50	合併した後の新たな基準を設けるべきではないか。		新たな基準として「基本的な考え方」をまとめました。
51	施設整備について、今の補助金の制度の中だけでやるのか。		審議会では、現行の補助制度に配慮して検討しましたが、今後、国の制度に変更がある場合は、慎重に対応する必要があると思います。
スケジュールやすすめ方について			
52	住民説明に入った時には、ほぼ決定しているといったケースは避けてほしい。		答申では、学校の適正配置の新しい基準を示しました。今後教育委員会が具体的な計画を策定すると思いますが、学校再編では、地域の皆さんと十分意見交換を行い、検討を重ねてほしいと思います。
53	答申を受けて、地域とコミュニケーションを図る機会があるのか問題だが、答申は重いものでやはり基本になる。		
54	答申が出たら必ずこの形ですすすめるのか。		

55	<p>答申が出てから、想定された統合について、その学区の関係者とよく相談し、その地域としての教育をどのようにしたら一番いいのか、ある程度の数で教育を優先するか、それとも別のものを優先するか、または、その地域のコミュニティ活動や社会の繋がりなども併せながらやっていくことを優先するかといった話し合いをする機会を設けるべきである。</p>	<p>〈前のページと同じ〉</p>
56	<p>答申あるいは見直しまでに、区自治協議会がどのような関わりをしていくのか。</p>	<p>学校適正配置の基本的な考え方についてパブリックコメントを実施してまとめた中間報告を基に、具体的な適正配置について審議を行いました。</p> <p>さらに中間報告と方向性（案）について、市議会と区自治協議会からの意見を踏まえて答申しました。</p> <p>教育委員会は答申をもとに地域の皆さんと十分に意見交換を行う必要があります。</p>
57	<p>パブリックコメントとかそういうことは、どういうことを考えているのか。</p>	
58	<p>地域として、答申に対して意見を言う場を設けるのか。</p>	
59	<p>地域の振興策との整合性も勘案してほしい。そのうえで、早計にこうしなさいとの押しつけだけは慎んでほしい。</p>	
60	<p>住宅団地ができれば、学校を維持することもあるので、そういったことも加味してほしい。</p>	
61	<p>教育委員会が配置計画を策定したあと、地域への説明、協議はどのような形で行うか。</p>	
62	<p>地域住民のコンセンサスを十分に頂いてから、実施計画をまとめてほしい。</p>	
63	<p>答申が出た後に説明に来るなど、フィードバックしてくれるか。</p>	
64	<p>なぜ子どもの数が減るのか、どうしたら教育環境が良くなるか地域から（審議会を）立ち上げるのであればわかる。</p>	
65	<p>平成 22 年 4 月予定の答申は、地域の声を聞いてからにすべきで、答申時期をもっと延ばすべき。</p>	

66	これだけ大きな課題を2年でやるのか。 答申は必ず独り歩きする。	〈前のページと同じ〉
67	なぜ、地域の声を聞いて、答申づくりをしようとならないのか。	
68	都市計画の問題からも検討しなくてはいけない。 現在（推計できる）の数だけで済まない問題があると思うので大きな視野でやってほしい。	少子化がすすむ中で、より良い教育環境を創る視点から検討しました。 今後の都市計画の問題については諮問外のご意見です。
69	配置計画は1年あれば大体できると考えていいのか。	教育委員会がつくる期間の目安と聞いています。
中間報告について		
70	中間報告 15 ページ 地域の理解が大切と言っているのなら、学校再編で配慮する事項の項目を最初に持つてくるべき。	答申の構成を検討する中で配慮しました。
71	中間報告の「進める」と「強く進める」とどう違うのか。	中間報告をまとめる際に、緊急性の違いを区別した表現にしました。
その他		
72	6年後ではなくもう少し先、15年、20年先について検討推測されたか。	少子化がさらにすすむと思いますが、現在予測できる6年後の児童生徒数で検討することにしました。
73	越境入学をする子どものために、児童数が減っている。	審議会では、学校の適正配置を検討する上で、学区外就学（越境入学）については、現在の新潟市の制度で認められているものはそのまま検討しましたが、学校規模の平成27年度推計では、個人的理由による学区外就学はないものとして、算定しました。
74	少子化がさらにすすむと予想しているが、今、考えていることがさらに変更になるのではないかと懸念している。	少子化がすすむ中で、学校の適正規模を確保することが教育環境の上で大切と考えますが、具体的には地域の皆さんと十分協議していく必要があります。
75	山ノ下小学校について、桃山小学校をもう少し飛行場側へ移転させればうまくいくのではないか	
76	統廃合で少子化の問題に拍車がかかるのではないか。	

77	<p>かつて長浦中学校などの統廃合を行ってきた。学校がない世界は考えられないとの意見があるが、現実として統廃合は行われてきた。</p> <p>学校がなくなった地域の方々がどう対応して、どういう思いでやってきたかを判断したうえで提案すべきではないか。</p>	<p>〈前のページと同じ〉</p>	
78	<p>「複式学級の学校は強く進める。」という言葉は削除してほしい。</p> <p>複式学級のメリットを考慮すべき。</p>		
79	<p>保護者の中には、複式学級で学力が低下するとなると、気持ちも動くと思う。そういうことへの努力をお願いしたい。</p>		
80	<p>答申前に全市の適正配置を一覧表にして提示し、最終報告を聞く機会を設けてほしい。</p>		<p>教育委員会は、地域の皆さんと理解を深めるため、積極的に情報提供する必要があります。審議会の資料は、ホームページや市政情報室で公開しています。</p>
81	<p>亀田東小学校は施設を大きくすることで対応できないか。</p>		<p>適正規模化が望ましいですが、地域の要望にも、十分協議し、柔軟に対応する必要があります。</p>
82	<p>校区の見直しというのはあるのか。</p>		
83	<p>酒屋小学校、割野小学校が統合し、来年度開校する両川小学校は当分統合しないとのことで、期待している。</p>		<p>統合や分離新設は、子どもたちや学校、地域に大きな負担がかかりますので、新たな学校づくりをすすめる両川小学校は方向性を示さないことにしました。</p>
84	<p>統合の案は、答申が出る前に手を打てば、阻止できるのか。</p>	<p>審議会では、本市すべての小規模校と大規模校を同じ基準により適正規模化の方向性を示しますが、決定の案ではありません。教育委員会は、地域の皆さんと十分意見交換をして、地域の総意を尊重していく必要があります。</p>	
85	<p>学区の再編案からはずしてほしい。</p>		
86	<p>都市計画の線引きの話の時のようになるのだろう。</p>		
87	<p>答申があったものは、すべて実施するのか。</p>		

88	黒埼地区北部の認可地域を現状のままとしてほしい。	〈前のページと同じ〉
89	小針中学校の卒業生で、当時は 1 学年 12 学級位あったが、何の問題もなかった。中学校を選べる制度を残してほしい。	
90	黒埼南小学校は、黒埼地区の 3 小学校が苦渋の決断の末、ようやくまとまって統合した。機械的に大野小学校と統合しないでほしい。	
91	各区に小中 1 校ずつ少人数校を設置して、不登校の子どもが学べる場所をつくってほしい。	学校適正配置は、不登校の子どもたちに特化した専門の学校は検討しておりません。 なお、不登校について、在籍校以外にも教育相談センターに適応指導教室を設置して対応しています。
92	合併による先生方の動揺というのはないか。	教職員の負担も大きくなりますので配慮が必要です。
93	今出されている案は、コスト削減を重視したものに外ならない。	審議会ではコスト削減からの検討はしていません。
94	なぜ特別支援学級を除いて検討したのか。	特別支援学級は、それぞれの子どもの状態に合わせて学級編制や配置をしていますので、学校適正配置の検討において、学校の規模は、通常学級で考えることにしました。
95	有明地区を小針中学校区から五十嵐中学校区へ変更する案を削除すること。	審議会では適正規模化の方向性を示しますが、決定の案ではありません。このため、審議の中で通学区域を変更する候補となった具体的な地域名は示さないことにします。 教育委員会は、地域の皆さんと十分意見交換をして、地域の総意を尊重していく必要があります。

## 新潟市立小中学校の適正配置の見直しについて

新潟市は、平成19年4月、本州日本海側で初めての政令指定都市として、「世界と共に育つ、日本海政令市」、「大地と共に育つ、田園型政令市」、「地域と共に育つ、分権型政令市」の三つの理念を目指してスタートしました。

地域の特性を活かしたコミュニティの活性化と連帯感のある心ふれあう地域づくりを進めるため、地域住民が活動・交流などを行う地域活動の拠点づくりを進めるとともに、地域と共に歩む学校づくりが進められています。また、コミュニティ力を活かして、市民と行政が協働する都市として、市内には、97の地域コミュニティ協議会が小学校区単位を基本として結成され、自らが住んでいる地域に関心をもち、話し合いをしながら地域課題に取り組んでいます。

このような中、出生率の低下や、世帯構成の変化などにより、全国的に少子化が進行し、新潟市においても、小規模校が増加し、昨年7月に、新潟市教育委員会が新潟市立学校適正配置審議会へ「新潟市立小・中学校の適正配置について」諮問し、今年6月には、小学校の適正規模を12学級以上24学級以下とし、中学校の適正規模を9学級以上18学級以下との中間報告がなされたところです。

しかし、学校は、子どもたちの学習の場とともに、地域活動の拠点・地域教育の拠点でもあります。

よって、学校再編案の答申にあたっては、それぞれの地域の実態を踏まえ、下記事項について特段の御配慮をお願いします。

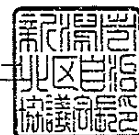
### 記

- 1 子どもが学びやすい教育環境とは何かを第一に考えること。
- 2 地方主権の時代にあって、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく設置基準に地方の裁量が入ることが想定されることから、国の状況を見極めつつ、少子化の時代に対応した新潟市に則した地域基準を検討すべきであること。
- 3 学校は地域の伝統文化を活かした特色ある教育活動を行っており、また、地域では、学校行事への参加や通学路の見守り活動などの協力を行っていることを踏まえ、学校と地域の協力関係を十分尊重すること。
- 4 地域コミュニティ協議会の活動範囲が小学校区又は中学校区を基本としている現状を十分に踏まえること。

以上

平成21年11月20日

新潟市北区自治協議会  
会長 小川竹



新潟市立学校適正配置審議会委員長 様



## 学校適正配置に係る意見の整理

### ■地域との関係

- 分権型政令市ということで、地域コミュニティと学校との役割は切り離せず、地域コミュニティは学校があることで成り立っている一面もある。
- 小規模校は、地域全体で協力し、守り育てていくための工夫が必要。
- 災害があったときは、学校が地域の求心力であった。
- 地域のシンボルとして交流・避難所が廃校になると地域の活性化に影響を及ぼす。

### ■配置基準関係

- 合併した後の新たな基準を設けるべきではないか。
- 一つの学校に統合するのではなく、新たに学校を設置するべきではないか。
- 地方と国の関係の中で、クラスの設置基準は都市自治体に任せるべきであり、分権型政令市の教育委員会の考え方を持つべきである。
- 新潟市の地域特性として、一律の基準にすることは公平ではないので、新潟市独自の基準を考えて欲しい。
- 国の基準ではなく、原則、地域コミュニティの範囲に中学校や小学校が1校以上存在するという「地域基準」を持つべきである。
- 少子化の時代だからこそ、子どもの単位に学級数などの単位を合わせるべきである。

### ■統廃合関係

- 学校内で、異なる環境の児童が一緒になったときことを考えていただきたい。
- 小学校の通学範囲は、歩いて通える範囲が望ましい。
- 統廃合で少子化の問題に拍車がかかるのではないか。(学校があるから引越してくる。)
- かつて長浦中学校などの統廃合を行ってきた。学校が無い世界は考えられないとの意見があるが、現実として統廃合は行われてきた。学校が無くなった地域の方々がどう対応して、どういう思いでやってきたかを判断した上で、提案をすべきではないか。

### ■教育全般

- 統廃合の問題よりも、どういう教育を目指して、どういう子どもを育てていくのが優先ではないか。
- 統廃合よりも、子どもたちに何をすべきかが一番ではないか。すぐに対応しなければならない問題がある。

### ■審議会委員関係

- 審議会委員にPTA連合会長等が入っているが、地域には、何も伝わっていない。
- 地域の代表として、コミュニティ協議会や自治協議会の委員を入れるべき。

## 学校適正配置関連法令（抜粋）

### 学校教育法

（学校設置基準）

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（小学校設置義務）

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

（準用基準）

第49条 —————第38条—————までの規定は、中学校に準用する。

### 学校教育法施行規則

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（分校の学級数）

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

（準用基準）

第79条 第41条から第49条まで、—————の規定は、中学校に準用する。この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と読み替えるものとする。

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

（学級編制）

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項———の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

## 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

# 新潟市立学校適正配置審議会規則(抜粋)

昭和 44 年 7 月 21 日  
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和 35 年新潟市条例第 39 号)により設置された新潟市立学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審議会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。ただし、教育委員会が必要があると認める場合は、教育委員会事務局職員以外の市職員のうちから任命することができる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、学務課において処理する。

(平 7 教委規則 3・平 13 教委規則 2・平 17 教委規則 8・平 19 教委規則 6・一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 第9次新潟市立学校適正配置審議会委員

任 期 平成20年 7月 1日から  
平成22年 6月30日まで

区 分	役 職	氏 名	所 属
知識経験を 有する者	委 員	伊藤 直人	新潟日報社編集局 論説副委員長
	委 員	小野沢 裕子	元新潟市教育ビジョン 検討委員会委員
	副委員長 (H20.7.1～H21.11.4) 委員長 (H21.11.4～H22.6.30)	雲尾 周	新潟大学大学院准教授
	委員長 (H20.7.1～H21.10.9)	齋藤 勉	新潟大学大学院教授
	委 員 (H20.7.1～H22.3.31)	齋藤 洋一郎	(株)NHK 文化センター 新潟支社長
	委 員 (H20.7.1～H21.11.4) 副委員長 (H21.11.4～H22.6.30)	畠山 満	(財)新潟経済社会リサーチ センター理事
市及び関係 行政機関の 職員	委 員	小林 恵子	味方中学校長 (H20.4.1～H22.3.31)
	委 員	杉中 宏	浜浦小学校長
市民	委 員	市川 京子	曾野木地区 青少年育成協議会会長
	委 員	上田 晋三	新潟市小中学校 PTA連合会副会長
	委 員	大野 裕子	公募委員
	委 員	坂上 たん	新通地区民生委員児童委員 協議会会長
	委 員	笹川 興司	公募委員
	委 員	登石 直文	新潟市小中学校 PTA連合会会長
	委 員	中川 薫	新潟市小中学校 PTA連合会顧問

平成22年4月現在

## 審議経過

	開催日	内容
第1回	平成20年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の委嘱</li> <li>委員長副委員長選出</li> <li>諮問</li> <li>本市の現状について</li> </ul>
第2回	平成20年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟市の適正規模について</li> </ul>
第3回	平成20年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟市の適正規模について</li> <li>適正配置の進め方について</li> </ul>
第4回	平成20年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正規模を考える視点と新潟市の適正規模について</li> <li>学校再編を考える視点と適正配置の検討基準について</li> </ul>
第5回	平成21年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間報告(案)について</li> </ul>
第6回	平成21年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>中間報告について</li> </ul>
第7回	平成21年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区の方向性について</li> </ul>
第8回	平成21年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区, 東区, 中央区の方向性について</li> </ul>
第9回	平成21年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央区, 江南区の方向性について</li> </ul>
視察	平成21年10月14日 平成21年10月21日 平成21年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校36校, 中学校19校</li> </ul>
第10回	平成21年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央区, 秋葉区, 南区の方向性について</li> </ul>
第11回	平成21年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>南区, 西区の方向性について</li> </ul>
第12回	平成21年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>西蒲区の方向性について</li> </ul>
第13回	平成22年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体の方向性について</li> <li>市議会と自治協議会の意見について</li> <li>答申(素案)について</li> </ul>
第14回	平成22年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申(案)について</li> </ul>

発行 新潟市教育委員会学務課  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
電話 025-226-3165 ファックス 025-230-0500  
URL:<http://www.city.niigata.jp/info/gakumu/>  
e-mail:[gakumu@city.niigata.lg.jp](mailto:gakumu@city.niigata.lg.jp)